

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次のとおり公告する。

令和6年12月23日

津島市長 日比 一昭

1 業務の概要

(1) 業務名

津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業

(2) 業務の目的

津島市役所本庁舎内に飲食料品の自動販売機を設置することにより、津島市役所を利用する方の利便性の向上及び市職員の福利厚生に資することを目的とする。

(3) 業務内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用による使用許可により、当市役所の指定場所を有償で使用の上、自動販売機の設置及び運営を行う。

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、業務期間満了の2か月前までに解除の申出がなく、市が必要と判断した場合は1年毎の更新とし、5年を超えない期間で更新することができる。

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 津島市入札参加資格審査申請要領に基づき入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 入札参加資格者名簿に未登録の者には、次の表に掲げる書類(申請日において、発行日より3か月以内のものとし、(鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。))を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
身元証明書	個人の方及び受任者(本籍地の市区町村で発行)
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書(国税)	法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」
納税証明書 (愛知県税)	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書(未納税額がないこと用)
納税証明書(津島市)	津島市に納税義務がある場合のみ(完納証明書)

税)	
許可登録等を証明する書類	法令により必要とする業種のみ

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査を行い、その内容を津島市役所本庁舎の自動販売機設置に係る選定委員会において提供される商品、サービス等の提案を総合的に評価し、利便性及びサービスの向上に対し最も適切な受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市市長公室人事秘書課（担当 山内・吉村）

電話 0567-24-1124 FAX 0567-24-1791

電子メールアドレス jinjihisyo@city.tsushima.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、津島市の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（津島市公式ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、誓約書、会社概要

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）（1枚につき、質問3件までとする。）により電子メールで行うこと。（郵送、持参、FAX可）メール件名に「津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業質問書」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

電話等で送信した旨伝え、着信したことを確認してください。

ウ 質問期限

令和7年1月17日（金）午後5時15分までに必着
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

津島市公式ホームページにおいて掲載する。

オ 回答日

令和7年1月24日（金）予定

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 会社概要

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、上記書類1部を提出すること。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

- ① 持参による提出 令和7年1月31日（金） 午後5時15分まで
- ② 郵送による提出 郵便書留とし、令和7年1月31日（金）までに必着のこと。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式は問わない。）

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、上記書類を正1部、副5部の計6部を提出すること。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

- ① 持参による提出 令和7年2月13日（木） 午後5時15分まで
- ② 郵送による提出 郵便書留とし、令和7年2月13日（木）までに必着のこと。

(6) 審査の結果通知

審査を受けた全ての者に対し、審査の結果を通知する。

ア 通知日 令和7年2月26日（水）予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。